

令和7年6月17日
健康福祉常任委員会

令和7年度 事務概要

兵庫県福祉部

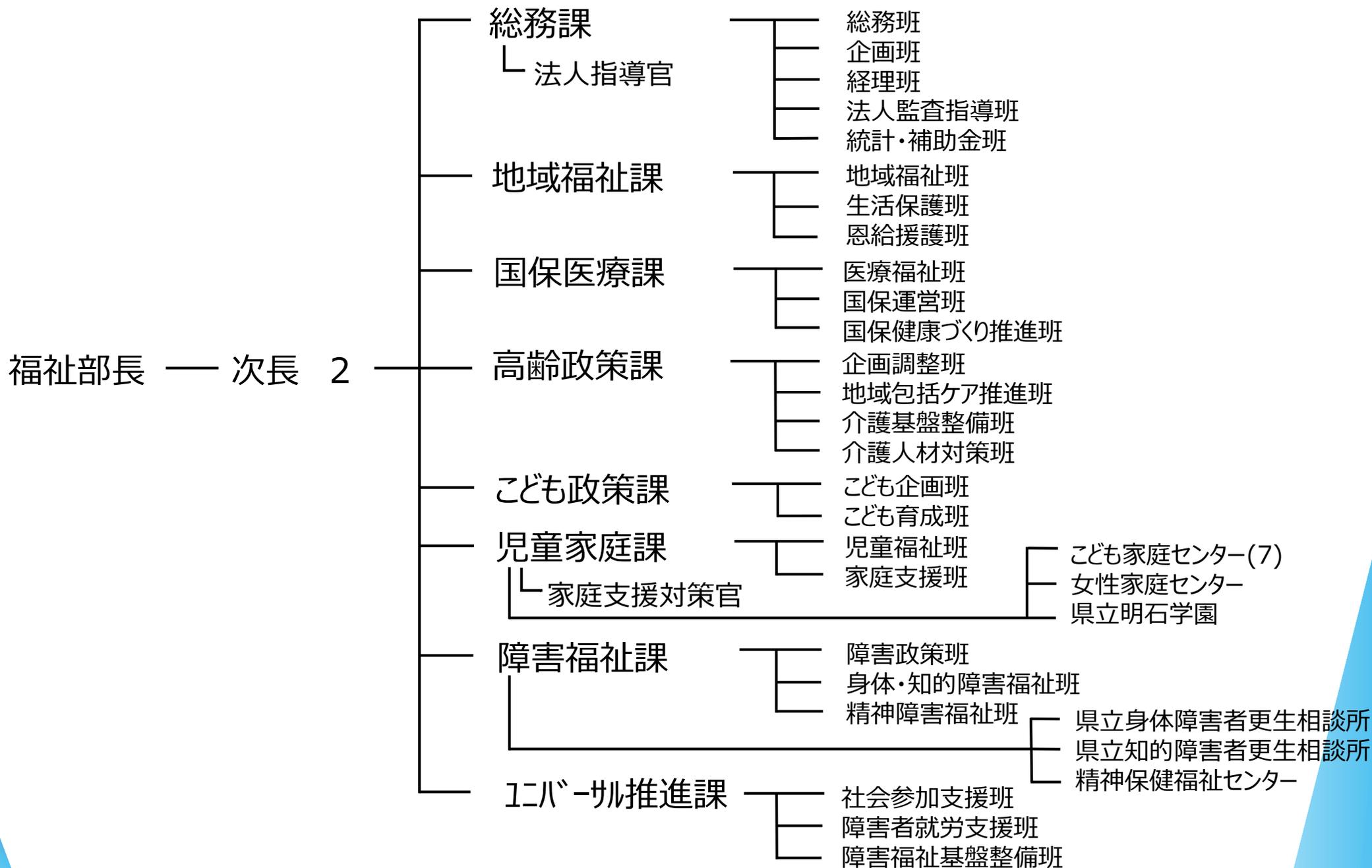
目次

組織図	03
職員現員表	06
附属機関一覧表	08
重要施策体系表	09
重要施策	10
当初予算の概要	33

参考資料

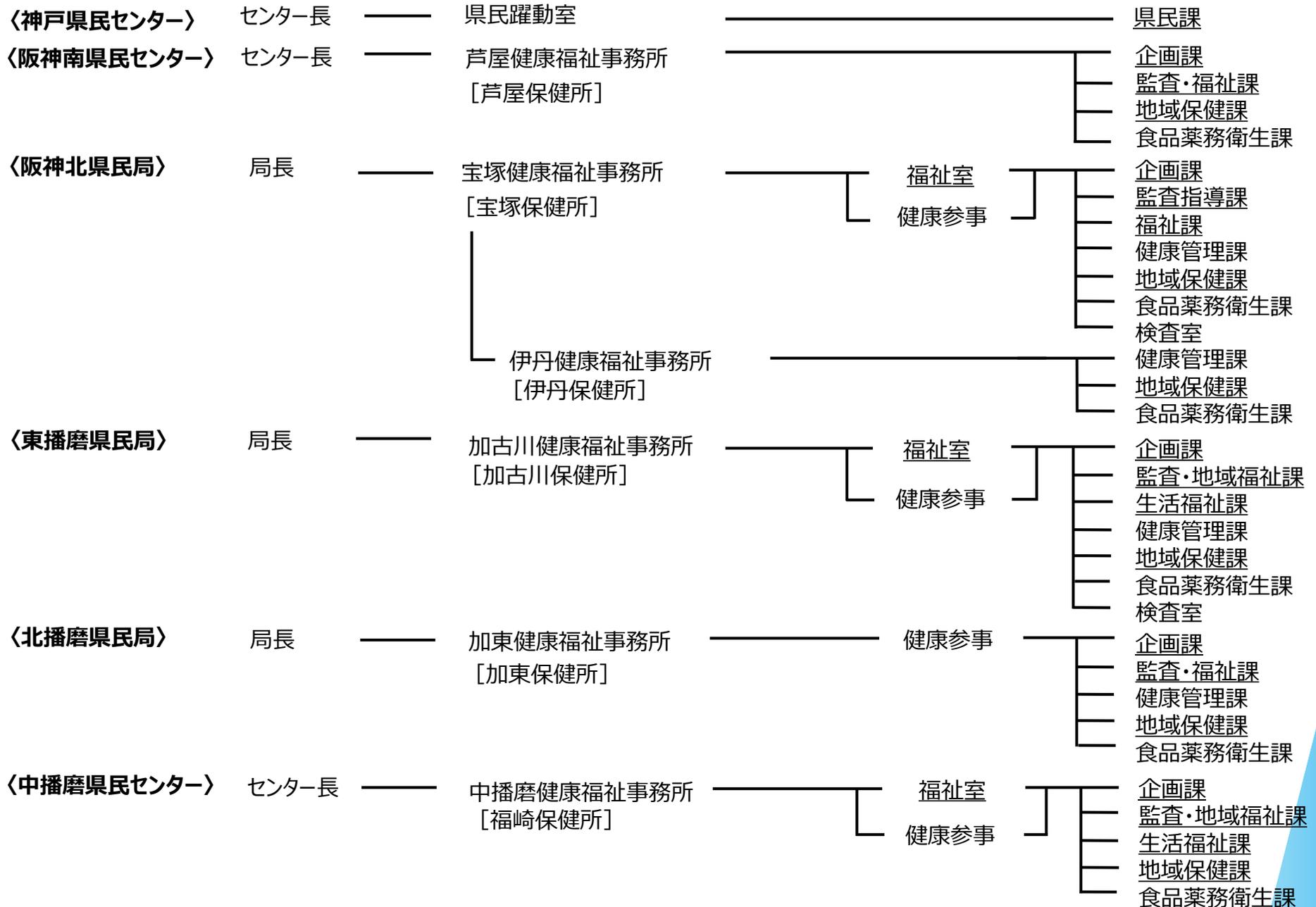
地方機関等一覧表	35
事務分掌	37

福祉部組織図 (令和7年4月1日現在)

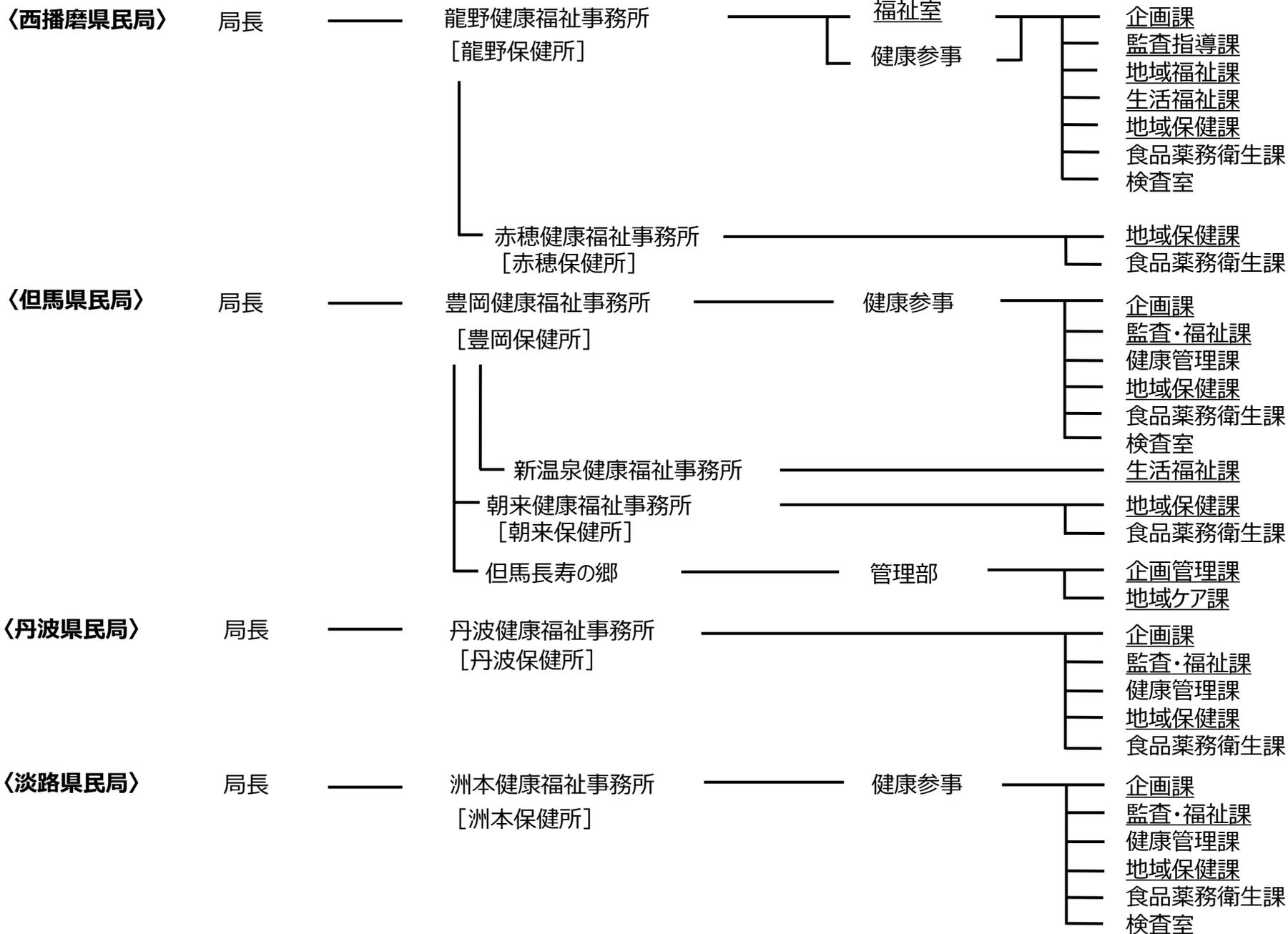


県民局及び県民センター組織図

(福祉部・保健医療部関係部分のみ)



県民局及び県民センター組織図



職員現員表

06

課名	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能 労務職
総務課	28	28		
地域福祉課	22	21	1	
国保医療課	16	14	2	
高齢政策課	29	26	3	
子ども政策課	16	15	1	
児童家庭課	19	15	4	
障害福祉課	22	17	5	
ユニバーサル推進課	17	17		
本庁計	169	153	16	

※令和7年4月1日現在

※再任用職員（短時間）を除く

地方機関又は 派遣団体名	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能 労務職
中央子ども家庭センター	61	14	47	
尼崎子ども家庭センター	29	7	22	
西宮子ども家庭センター	32	9	23	
川西子ども家庭センター	65	12	53	
加東子ども家庭センター	19	4	15	
姫路子ども家庭センター	40	15	25	
豊岡子ども家庭センター	13	4	9	
女性家庭センター	8	6	2	
明石学園	25	4	18	3
身体障害者更生相談所	10	9	1	
知的障害者更生相談所	8	3	5	
精神保健福祉センター	18	2	16	
地方機関計	328	89	236	3
(社福)兵庫県社会福祉協議会	4	4		
(社福)兵庫県社会福祉事業団	5	1	4	
派遣団体計	9	5	4	0
福祉部計	506	247	256	3

職員現員表

07

事務所名等	現員	現員の内訳			事務所名等	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能 労務職			事務職	技術職	技能 労務職
〈阪神南県民センター〉					〈但馬県民局〉				
芦屋健康福祉事務所	26	8	18		豊岡健康福祉事務所	41	11	30	
〈阪神北県民局〉					新温泉健康福祉事務所				
宝塚健康福祉事務所	55	18	37		朝来健康福祉事務所	17	3	14	
伊丹健康福祉事務所	35	4	31		但馬長寿の郷	10	3	7	
〈東播磨県民局〉					〈丹波県民局〉				
加古川健康福祉事務所	61	19	42		丹波健康福祉事務所	33	8	25	
〈北播磨県民局〉					〈淡路県民局〉				
加東健康福祉事務所	41	12	29		洲本健康福祉事務所	39	9	30	
〈中播磨県民センター〉					県民局等計				
中播磨健康福祉事務所	33	16	17		総計（県民局等を含む）	976	390	583	3
〈西播磨県民局〉									
龍野健康福祉事務所	52	21	31						
赤穂健康福祉事務所	19	3	16						

※令和7年4月1日現在
 ※再任用職員（短時間）を除く

附属機関一覧表

(令和7年4月1日現在)

08

名称	担 任 事 務	委員定数	任 期	担当課室等
社会福祉審議会	社会福祉に関する事項の調査審議に関する事務	—	3年	地域福祉課
国民健康保険 審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	9人	3年	国保医療課
後期高齢者医療 審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（市町及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	9人	3年	国保医療課
兵庫県国民健康 保険運営協議会	国民健康保険法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、同法第82条の2第1項の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務	14人	3年	国保医療課
介護保険審査会	介護保険法第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	9人以上 69人以内	3年	高齢政策課
子ども・子育て 会議	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援事業支援計画並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事務	33人以内	2年	こども政策課
認定子ども園 審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項に基づく幼保連携型認定子ども園の設置の認可及び知事の諮問に応じ、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園にかかる認定の調査審議に関する事務	10人以内	4年	こども政策課
障害福祉審議会	障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画及び障害者総合支援法第89条に規定する都道府県障害福祉計画の策定に係る意見聴取、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議、並びに障害者総合支援法第97条及び児童福祉法第56条の5の5に規定する市町の介護給付費等に係る処分についての審査請求に関する事務	30人以内	3年	障害福祉課
精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による入院者の定期的報告及び入院等の各種届出並びに退院等の請求に関し必要な事項の審査に関する事務	30人	2年	精神保健 福祉センター

1. 福祉部重要施策体系表

安全安心な福祉社会の実現

I .地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実	(595,030,167千円)
1.地域福祉施策の推進と 社会福祉法人の適正運営の確保	(10,523,816千円)
2.国民健康保険事業等の推進	(584,506,351千円)
II .高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実	(161,221,348千円)
1.高齢者の地域生活を支える施策等の推進	(90,552,357千円)
2.子ども・子育て支援の推進	(48,873,032千円)
3.児童虐待・DV防止対策等の推進	(21,795,959千円)
III .ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援	(64,858,302千円)
1.ユニバーサル社会づくりの推進	(38,456,775千円)
2.障害福祉施策の推進	(26,219,268千円)
3.自殺防止対策の推進	(182,259千円)

2. 令和7年度重要施策

I .地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

1 .地域福祉施策の推進と 社会福祉法人の適正運営の確保

(10,523,816千円)

2 .国民健康保険事業等の推進

(584,506,351千円)

(単位：千円)

所要経費 の予算額	財 源 内 訳			
	国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
595,030,167	129,153,682	340,702,316	1,000	125,173,169

1. 地域福祉施策の推進と社会福祉法人の適正運営の確保

(1) 地域福祉の推進

- ・「第5期兵庫県地域福祉支援計画」の市町への普及を図り、市町による「地域福祉計画」の推進等を支援
- ・「重層的支援体制整備事業」の全市町での実施を目指し、後方支援を実施
 - 令和7年度実施予定：17市（令和6年度：8市）
- ・全県的な権利擁護の担い手養成等を推進
 - 研修の実施（権利擁護サポーター等養成研修、法人後見実施法人等養成研修、意思決定支援研修）
- ・孤独・孤立対策の推進
 - 関係団体の参画を得て県域でのプラットフォームを立ち上げ、公民連携による支援体制を整備
- ・民生委員・児童委員等の活動促進等
 - 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策
 - 民生委員・児童委員及び民生・児童協力委員の一斉改選の実施
- ・子ども食堂への支援（ふるさとひょうご寄附金を活用）
 - 子ども食堂の立ち上げにかかる費用を助成
 - 子ども達の自宅へ見守りも兼ねて弁当を届けるアウトリーチ活動への補助



子ども食堂

・ヤングケアラー・若者ケアラー支援体制の推進

区分	内容
【拡】相談窓口の運営	若者ケアラー向けメンタルサポート事業を新たに実施
当事者支援グループ活動の推進	地域のピアサポート団体による現地交流会への補助 地域を問わず参加できるオンライン交流会を開催
支援者向け研修の実施	基礎研修（ヤングケアラーの実態、気づきの視点等） 応用研修（多職種連携等）を開催
配食支援の実施	ヤングケアラーの家事負担の軽減に加え、家庭の状況把握と必要な支援につなげるために、一定期間、世帯全員の弁当を配達



ヤングケアラー相談窓口



オンライン交流会

(2) 生活保護世帯・生活困窮者等への支援

- ・生活保護の適正な実施
- ・生活困窮者に対し、生活相談、就労準備支援、家計改善支援、住宅確保のための給付等を実施
 - 改正生活困窮者自立支援法(令和7年4月1日施行)を踏まえ、住まいに対する相談体制を強化
- ・生活福祉資金の貸付など必要な支援を実施
- ・公民が連携して食品配布等に取り組む「ひょうごフードサポートネット」参画団体による活動を支援
 - 配食を行う子ども食堂等へのサポートネット参画団体（フードバンク等）による食材提供を支援

(3) 戦傷病者・戦没者遺族等援護対策の推進

- ・先の大戦による犠牲者への慰藉事業、戦傷病者・戦没者遺族等援護にかかる事業を推進
- ・県遺族会と連携した語り部活動の推進など、戦争の記憶を次世代へ伝承する取組を推進

【新】・終戦80年の節目となる年に、例年の慰霊事業に加え、県主催の追悼式を開催

【終戦80年戦没者追悼式(イメージ)】



兵庫県戦没者追悼式(8月)



全国戦没学徒追悼式(10月)

【語り部活動】



高校での語り部活動

(4) 社会福祉法人の適正運営の確保

- ・効果的に指導・監査を実施
- ・財務や運営に問題を抱える法人の経営破綻等の未然防止に取り組む

2. 国民健康保険事業等の推進

(1) 国民健康保険事業の運営

① 安定的な財政運営

- ・県は市町等とともに保険者となり、財政運営主体として国民健康保険事業特別会計を設置し、国保財政の安定した運営を図る

< 国民健康保険事業特別会計の財政の仕組み（令和7年度予算額4,645億円） >

県が市町ごとの納付金の額を決定するとともに、保険給付に必要な費用を全額市町に支払う

保険料等：1,639億円	公費：1,441億円	支援金：1,565億円
納付金 1,459億円	国調整交付金(9%) 333億円	前期高齢者交付金等 1,565億円
高額医療費負担金等 180億円	定率国庫負担(32%)等 866億円	
	県繰入金(9%) 242億円	

< 本県の国民健康保険制度の状況（令和5年度（速報）） >

	被保険者数 (R6.3月末)	国民健康保険 医療費総額	被保険者1人当 医療費	被保険者1人当 年間保険料(税)
市町	976,621人	443,696百万円	439,251円	96,131円
組合	99,402人	23,416百万円	232,360円	198,076円
県全体	1,076,023人	467,112百万円	420,483円	105,379円
前年比	95.3%	97.9%	103.1%	98.5%

- ・保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）に向け、全市町合意のもと改定した「兵庫県国民健康保険運営方針」等に基づき、市町に対して必要な支援を実施

〈第3期国保運営方針（R6～R11年度）目指す方向性〉

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ① 国保財政の安定的な運営 | ⑤ 医療費の適正化 |
| ② 保険料水準の統一 | ⑥ 市町事務の標準化・広域化・効率的な運営 |
| ③ 保険料徴収の適正な実施 | ⑦ 保健医療・福祉サービスとの連携 |
| ④ 保険給付の適正な実施 | |

② 予防・健康づくりの推進

- ・市町が実施する特定健診・特定保健指導の実施率向上対策、生活習慣病の重症化予防、健診・レセプト等のデータ分析に基づく保健事業を支援

(2) 後期高齢者医療制度への支援

- ・後期高齢者医療広域連合や市町への助言
- ・医療給付費等の財政支援等の実施

(3) 福祉医療制度の実施

- ・県・市町協調事業として、高齢期移行者、重度障害者・高齢重度障害者、乳幼児等・こども、母子家庭等に対し、医療保険制度における自己負担額の一部を助成

福祉医療制度周知事業

- ・国公費負担医療制度と福祉医療制度の併用を可能とする制度改正（令和8年7月予定）を円滑に実施するため、事前準備として関係機関向け研修会等の開催や受給者向け広報を展開



Ⅱ.高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

1.高齢者の地域生活を支える施策等の推進

(90,552,357千円)

2.子ども・子育て支援の推進

(48,873,032千円)

3.児童虐待・DV防止対策等の推進

(21,795,959千円)

(単位：千円)

所要経費 の予算額	財 源 内 訳			
	国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
161,221,348	8,133,312	7,209,136	634,900	145,244,000

1. 高齢者の地域生活を支える施策等の推進

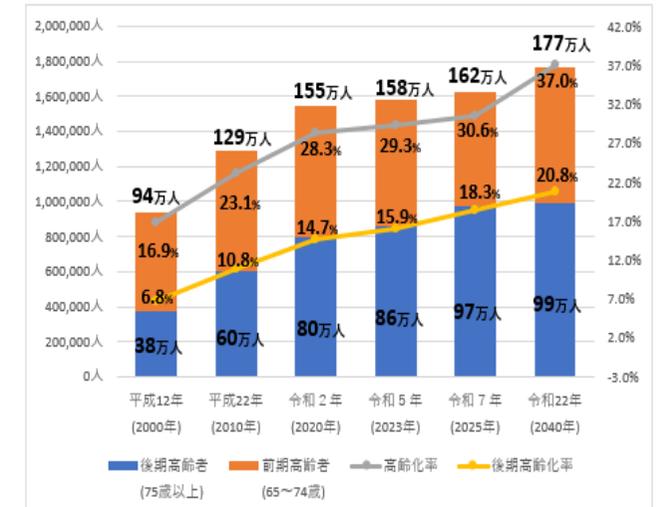
兵庫県老人福祉計画(第9期介護保険事業支援計画)に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む

(1) 介護予防の推進・強化

① 市町が実施する地域支援事業への支援

- ・介護予防・生活支援体制の充実（市町への伴走型支援等）
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・地域包括支援センターの機能強化（相談対応力向上・ICT化研修等）

② 老人クラブ活動の「支え合い」と「社会参加」による介護予防の推進 (支え合い、居場所づくり、健康づくりなどの活動への支援)



<高齢者人口の将来推計>

補助対象	活動内容
県老人クラブ連合会	県域における以下の取組 ・市町老人クラブ連合会の会長研修会や女性・若手リーダー研修 ・健康づくり・介護予防に関する先進優良事例等の情報収集紹介 ・ブロックによる健康づくり・介護予防に関する事業や講演会の実施等
市町老人クラブ連合会	市町域における以下の取組 ・健康づくり・シニアスポーツ活動、趣味・文化・レクリエーション活動、学習活動等 ・健康保持・介護予防等の料理教室、ニュースポーツの普及促進等の健康づくり、介護予防に関する実践活動等
単位老人クラブ	地域における以下の取組 ・共生型助け合い活動、会員加入促進活動、地域活動の再開 ・健康づくり(健康体操等)活動等



(健康づくり活動の様子)

(2)介護サービスの充実・強化

地域の実情や中長期的な介護ニーズの見通しに応じて、施設サービスと居宅サービスのバランスのとれた介護サービスの基盤整備を推進

①介護保険施設の整備

<特別養護老人ホームの整備状況>

	R3(2021年) 実績	R4(2022年) 実績	R5(2023年) 実績	R6(2024年) 実績	R8(2026年) 計画
特養(定員)	27,875	28,183	28,463	28,961	30,024



②居宅サービス基盤の整備

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の安定運営を支援するため、参入障壁となっている人件費や事業所賃料を支援

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護(定巡)及び看護小規模多機能型居宅介護(看多機)の整備状況>

	R3(2021年) 実績	R4(2022年) 実績	R5(2023年) 実績	R6(2024年) 実績	R12(2030年) 計画
定巡+看多機(事業所)	128	139	149	158	300
定期巡回	79	85	92	98	
看護小規模多機能	49	54	57	60	

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



③自立支援・重度化防止等への取組

・自立支援・重度化防止の取り組みや、働きやすい職場環境づくり、ノーリフティングケアの取り組みなど、幅広い好事例の取り組みを県内事業者にも周知し、横展開を推進

(3) 介護人材の確保及び資質の向上

① 多様な人材の参入促進

- ・外国人介護人材の受入促進と定着支援
- ・元気高齢者等が介護の周辺業務を担う「ひょうごケア・アシスタント」の普及
- ・奨学金返済支援等による若年層の定着促進
- ・総合衛生学院介護福祉学科の運営
OR7.4 新長田キャンパスプラザへ移転
- ・訪問介護の提供体制・確保支援

【新】○経営改善の専門家活用やホームヘルパー・利用者確保のための広報経費に対する支援

【新】○ホームヘルパー資格に必要な介護職員初任者研修の地方部での開講支援

② 定着促進・キャリア支援

- 【拡】**・介護福祉士資格に必要な実務者研修の地方部での開講支援
○対象地域の拡大(但馬・丹波・淡路に加え、北播磨・西播磨も対象)
- ・介護職員等処遇改善加算の取得支援

③ 働きやすい職場づくり

- ・介護ロボットの導入・ICT化等による介護現場の生産性向上と働きやすい職場づくり
- ・「ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター」の運営
- ・訪問看護師・訪問介護員(ホームヘルパー)等のハラスメント対策

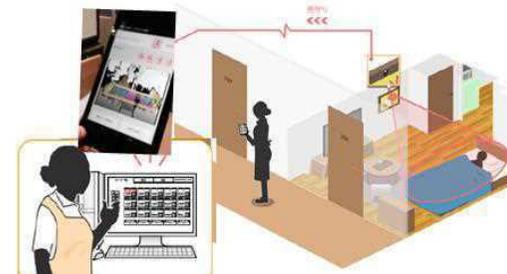
公民連携による外国人介護人材の活躍に向けた取組に関する連携協定【R6.10～】



社会福祉法人等奨学金返済支援制度

対象年齢：40歳未満

補助期間	補助総額	※ 対象法人の要件
最大17年	306万円 (うち県204万円)	ミモザ法人 + ワーク・ライフ・バランス認定・表彰
最大10年	180万円 (うち県120万円)	フレッシュミモザ法人 + ワーク・ライフ・バランス宣言
最大5年	90万円 (うち県60万円)	- (上記以外の法人)



見守りセンサー



装着型パワーアシスト

2. 子ども・子育て支援の推進

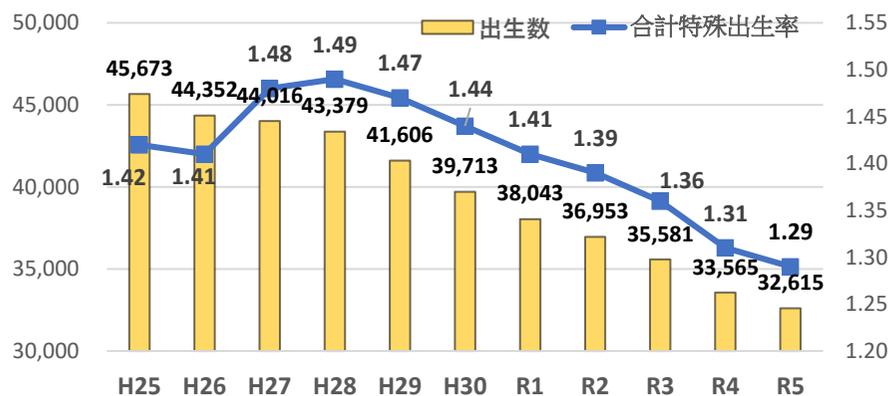
(1) ひょうご子ども・子育て未来プランの推進

- ・ 少子対策・子育て支援等に関する施策の基本的な方向を体系的に定める「ひょうご子ども・子育て未来プラン(R7～11年度)」を推進
- ・ 「誰もが安心して子育てでき、全ての子どもが健やかに育つ兵庫の実現」を目指す。
- ・ 「次代を担う若者の結婚・妊娠・出産・子育てへの希望が叶う兵庫」を重点テーマとし、4つの数値目標と6つの推進方策を推進

プランの概要

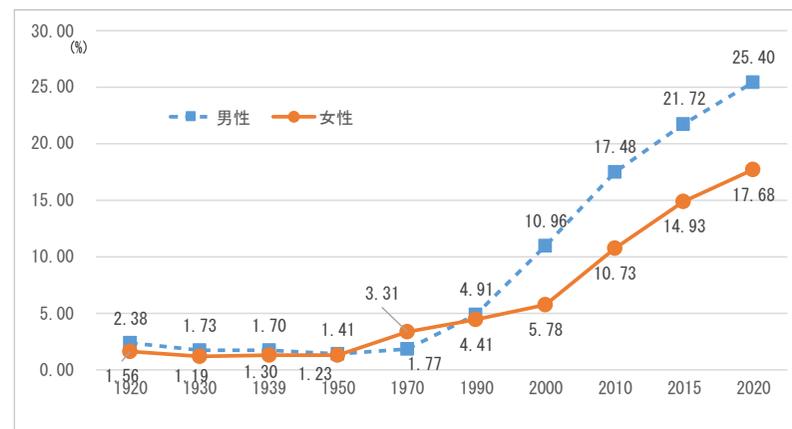
1 計画期間	2025（令和7）～2029（令和11）年度	
2 基本理念	誰もが安心して子育てでき、全ての子どもが健やかに育つ兵庫の実現	
3 数値目標	(1) 安心して楽しく子育てできると思う人の割合:60%以上	(3) 合計特殊出生率:1.27(期間中)
	(2) 待機児童数:期間中早期に0を達成	(4) 出生数:15万人(令和7～11年の5か年の合計)
4 推進方策	(1) 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築	(4) 子どもと子育てに温かい地域社会づくり
	(2) 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援	(5) 子育てと仕事の両立支援
	(3) 乳幼児教育・保育と子育て支援の充実	(6) 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

出生数と合計特殊出生率の推移（兵庫県）



出典：人口動態統計

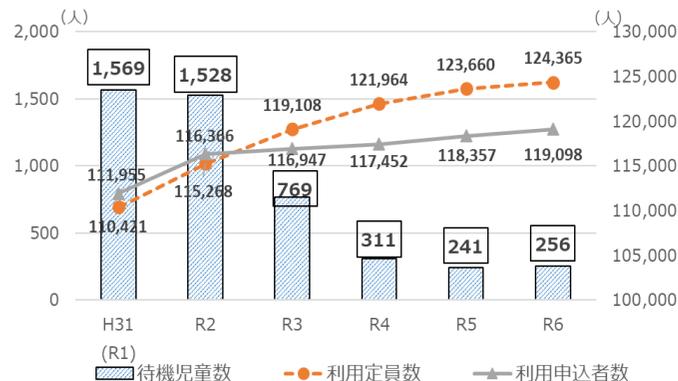
50歳時未婚率（兵庫県）



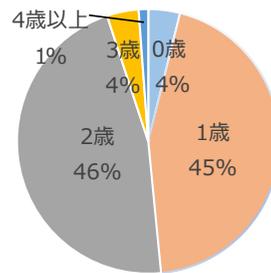
(2) 待機児童の早期解消への取組と保育の質の向上

- 待機児童の早期解消のため、保育所や認定こども園等の整備・運営支援による保育の受け皿の充実
- 保育士等の処遇改善や保育人材確保対策貸付事業、就職フェアや研修の開催による潜在保育士の復職支援など、保育人材の確保を推進
- 保育施設への人件費補助や、職員向け各種研修事業等により、保育士等の質の向上と、安全・安心な保育サービスを提供

〈兵庫県の待機児童推移〉



〈待機児童の年齢別比率〉



【出典】待機児童数調査（令和6年4月）
の兵庫県集計値をもとに算定

【新】 保育士の人材確保を促進するため、進路を決める重要な時期である高校生を対象に、夏休みを活用して保育所等での仕事体験を実施



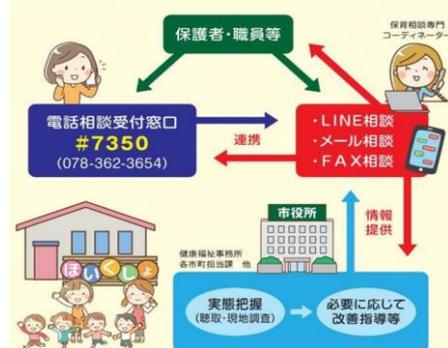
【新】 増加する食物アレルギー児へ対応するため、個別食の提供に必要な調理員等を加配する民間の保育所、認定こども園に対して支援を実施



(3) 子育て支援サービスの充実

- 子育て支援の相談・助言を行う「利用者支援事業」や、病気の子どもを看ることができない場合の「病児・病後児保育事業」の推進
- 在宅児童とその親に対し、体験保育や親学習の機会を提供する「乳幼児子育て応援事業」の実施
- 専用ダイヤルやLINE等で保育士や専門職へ相談できる「ひょうご子育て相談」、不適切保育の防止や保育の質の向上に繋げる「認定こども園・保育所等ホットライン」、支援が必要な子どもへの対応等により、子育て支援サービスを充実

認定こども園・保育所等ホットラインのフロー図



【受付・相談時間】

- 電話相談
月曜～金曜 9時～21時
土・日・祝日 9時～17時
(12/29～1/3休)
- LINEチャット相談
月曜～金曜 9時～17時
- その他(メール、FAX)

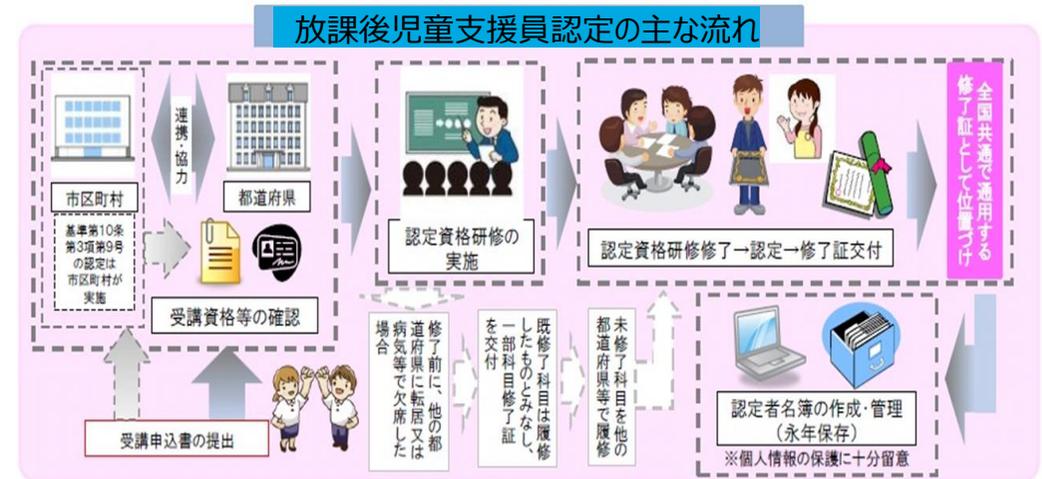
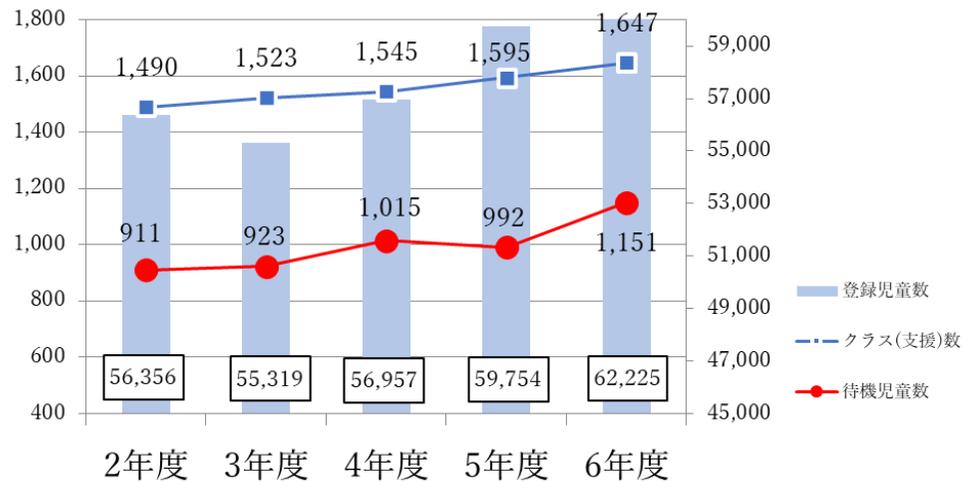
【新】 保育所等における要支援児童とその保護者への対応や関係機関との連携強化を図るため、専門性を有する「地域連携推進員」(保育士、社会福祉士、精神保健福祉士等)を基幹となる保育所等に配置



(4) 放課後の居場所づくり

- ・「小1の壁」の解消に向け、小学校の余裕教室や民間アパート等の空きスペースを活用した放課後児童クラブの量的拡大を実施
- ・パートタイマー等の保護者のニーズが高い夏休み期間に特化した放課後児童クラブを開設する際の開設・運営費を支援
- ・放課後児童支援員の認定資格研修や、質の向上研修による人材育成を推進

＜県内放課後児童クラブの推移＞



(5) 子育て世帯の経済的負担への軽減の取組

- ・安心して子育てができるよう「幼児教育・保育の無償化」の着実な実施
- ・0～2歳児の保育料の一部を助成する「ひょうご保育料軽減事業」、子供や乳幼児が医療機関を受診した場合に自己負担額の一部を助成する「乳幼児等医療費助成事業」や「こども医療費助成事業」等を推進



3. 児童虐待・DV防止対策等の推進

(1) 児童虐待防止対策の推進

- ・児童虐待防止24時間ホットラインの設置運営
- ・県こども家庭センター（児童相談所）と市町・児童家庭支援センターの連携による家庭復帰後の見守り支援体制の強化
- ・尼崎市による児童相談所設置(令和8年4月予定)に向けた支援
- ・県警察間との児童虐待事案に係るリアルタイム情報共有システム（児童虐待情報共有システム）への政令・中核市参画の推進

(参考) 川西一時保護所の開設（令和7年4月開設済）



※県、神戸市及び明石市の合計数を記載



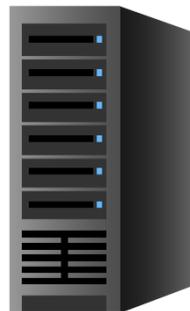
川西一時保護所 外観写真

こども家庭センター



指定項目を自動取込
(1時間毎にデータ更新)

警察の対応を確認



虐待情報を照会
(氏名等で検索)

照会結果の確認
(過去の取扱歴の有無)

警察の対応予定

警察本部・各警察署



(2) 社会的養育体制の強化

- 「兵庫県社会的養育推進計画」に基づき、里親委託、特別養子縁組制度の普及等を図るとともに、里親支援の充実等のため、里親支援センターの設置の推進

里親支援センターの運営支援

- 改正児童福祉法（令和6年4月1日）に基づき創設された、里親開拓から自立支援まで包括的に支援を行う里親支援センターを令和6年度から順次設置し、運営を支援
- 令和7年4月1日に中央、加東子ども家庭センター管内に1か所ずつ設置し、尼崎を除く全ての子ども家庭センター管内で設置済

- 施設等を退所したケアリーバーの自立に向けた支援

<入所中> 将来の選択肢を広げる機会づくり、学びや好奇心を満たす環境づくり

- 学習環境の保障と体験機会を増やすため、小学生の学習塾代を支援
- 【新】**予備校等と連携した大学進学支援セミナーの開催（6月、11月）
- 大学進学に向けた再挑戦を応援するため、既卒者の予備校授業料の一部を支援 等

<退所後> 支援のネットワークづくり

- ケアリーバー専門相談窓口の運営（県福祉センター内に支援員3名を配置）
- ケアリーバー応援企業の拡大（ケアリーバー応援企業認定・表彰制度の実施 等）

- 一時保護中のこどもの教育等への支援

個々に対応した学習の提供、こどもの希望を尊重した学校教育の提供

- 一時保護所での学習支援の充実
（リモートによる授業参加、プリント・タブレット学習等）

<里親登録数>

令和6年3月31日現在

区分	登録里親	受託里親	委託児童
県	546組	158組	238人
神戸市	178組	45組	58人
明石市	79組	18組	24人

<児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト> （一部ふるさとひょうご寄附金を活用）

小学生の学習塾代への支援

高校生のクラブ活動費等支援

【拡】夢はぐみ応援事業（大学生との交流、大学進学支援セミナー）

再チャレンジ進学応援事業（予備校授業料の支援）

児童養護施設等進学支援事業（パソコン購入等）

高校生及び施設等退所児童の就業等支援（就職相談会開催等）

【教育支援の考え方】こども一人ひとりの状況（※1）に応じた支援を実施

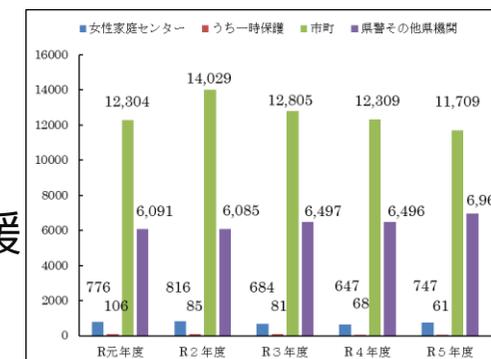
通学可能なこども	里親施設	近隣の里親等を中心に一時保護委託を検討	
通学困難なこども	連携学校との	学校とのリモート可能	リモートによる授業参加 学級担任等とのオンライン面談
		学校とのリモート困難	学校教材の活用 （宿題等、授業内容の共有）
	学校との連携困難 （一時保護所における学習等）	プリント・タブレット学習等（※2）	

※1 虐待等の背景、こどもの希望（通学）、学習の習熟状況等

※2 現在実施している学習も引き続き実施

(3) 困難な問題を抱える女性・課題を抱える妊産婦への支援

- ・「ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画」及び「第5期兵庫県DV防止・被害者保護計画」に基づき、女性家庭センターの相談機能の充実、市町の相談体制充実に向けた支援
- ・市町、民間支援団体等との連携による、困難な問題を抱える女性の保護や自立への支援
- ・各種広報・啓発事業の実施によるDV防止の普及促進
- ・課題を抱える妊産婦に対して、相談から自立支援まで一貫した支援を実施



< DV相談・一時保護等の状況 >

特定妊婦等支援事業

①居場所確保・自立支援事業【入居型】

- ・特定妊婦等の居場所を確保し、産前・産後の心理的ケアや保健指導、生活相談、就労支援、ステップハウスによる自立支援等を実施

【拡】②産前産後母子支援事業【通所型】

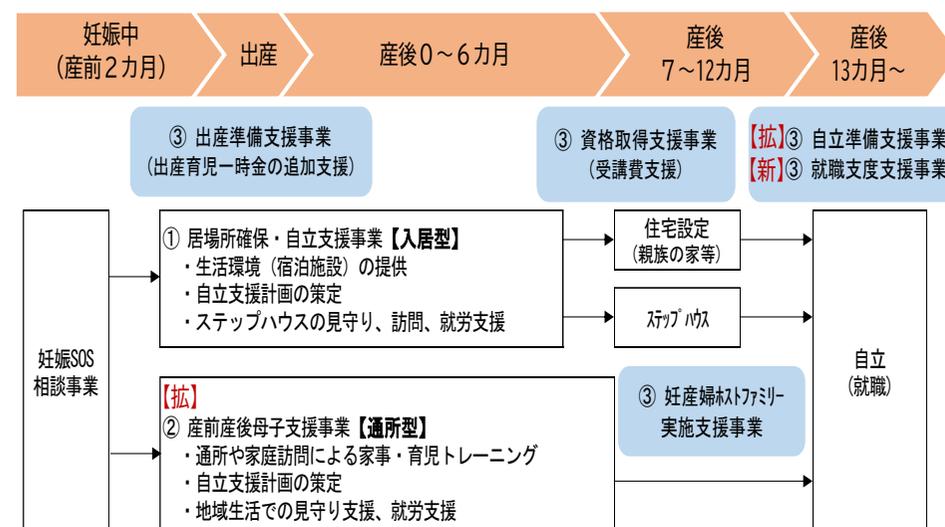
- ・産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談、養育支援を行う

【新】・令和7年度は、実施施設を拡充

【拡】③課題を抱える妊産婦支援プロジェクト（ふるさとひょうご寄附金） （出産準備支援事業、資格取得支援事業、妊産婦ホストファミリー実施支援事業等）

- ・特定妊婦等を出産から自立まで支援するとともに、実家のように頼れる居場所に出会えるきっかけをつくるなど、自立や夢の実現を応援

【新】・令和7年度は、自立準備や就職支度を支援するメニューを拡充・新設



(4) 家庭福祉対策の推進

ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、

- ・資格取得支援
- ・関係機関と連携した就業支援

Ⅲ.ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

1.ユニバーサル社会づくりの推進

(38,456,775千円)

2.障害福祉施策の推進

(26,219,268千円)

3.自殺防止対策の推進

(182,259千円)

(単位：千円)

所要経費 の予算額	財 源 内 訳			
	国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
64,858,302	6,641,052	925,743	196,000	57,095,507

1. ユニバーサル社会づくりの推進

(1) ユニバーサル社会の実現に向けた施策の推進

・県民、事業者、団体等との参画と協働により総合的・横断的に取り組むための「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」(※)に基づき、ユニバーサル社会の実現に向けた施策を推進

(※) 総合指針の概要

1 計画期間	2025（令和7年）年度～ ※社会情勢やユニバーサル社会づくりの取組状況を踏まえ、必要に応じて見直しを実施	
2 めざすべき社会像	全ての県民がユニバーサル社会の当事者として互いを尊重し、支え合い、持てる力を発揮し、自分らしく楽しく活動し、自己実現することができる寛容な社会	
3 基本理念	① ひと	人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会
	② 参加	全ての人がその能力を発揮して、多様な社会参加・参画ができる社会
	③ 情報	生活に必要なあらゆる情報を円滑かつ適切に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会
	④ まち	福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会
	⑤ もの	全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

・大阪・関西万博の開催に伴い、「みんなの声かけ運動」など、多様な人々が安心して万博に参加・来県できる環境を整備

多様な人々が安心して万博に参加・来県できる環境づくり

- ・ ひょうごから発信！みんなの声かけ運動の普及強化（ユニバーサルひょうご普及啓発強化員による普及啓発、ヘルプマークの普及）
- ・ みんなが輝く「ユニバーサルひょうご」出前講座（一般・学校・企業等）
- ・ 観光事業者等向け手話講座、盲ろう者社会参加促進セミナー、公共交通事業者向け視覚障害者安全確保実践研修
- 【新】・ ひょうご・ユニバーサルデイの開催（R7.8.9）
○多様な人々が活躍できる社会・だれ一人取り残さないユニバーサル社会に関する県民参加型のイベント（講座、体験会、展示販売等）を一体的に開催



福祉のまちづくり研究所の医療・介護用ロボットリハビリ等の拠点化を推進するため

- ・福祉施設等でニーズがある研究成果を企業や大学と協業して商品化
- ・最先端介護・福祉機器の情報発信や実証評価を実施

航空機部品製造の高い技術力と
産学官の知を結集した子ども用スポーツ車いす



(2) 障害者スポーツの推進

・昨年5月に開催された神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会のレガシーを継承し、パラスポーツのさらなる機運醸成等の取組を強化するとともに、スポーツ施設のあり方について、引き続き検討を行うなど、より一層のパラスポーツ振興を図る

パラスポーツ体験会・パラアスリート交流会等の実施

- ・令和7年度に中播磨、淡路、東播磨、阪神北の各地域で開催予定 ※神戸、但馬（R6開催）
- ・第3回兵庫県ボッチャ大会の実施 ※第1回：南あわじ市（R6.2.3）第2回：芦屋市（R7.2.8）で実施

パラスポーツ王国 HYOGO&KOBE 夢プロジェクト

＜日程＞ 令和7年11月上旬

＜場所＞ しあわせの村（神戸市北区）

【拡】「ユニバーサルなスポーツ施設」の整備促進事業

県内スポーツ施設のより一層のユニバーサルデザイン化を目指し、昨年度に引き続き「ユニバーサルなスポーツ施設検討会」を開催し、障害者スポーツ施設のあり方を検討するとともに、昨年度の検討結果を踏まえ、施設職員向けユニバーサル対応研修（座学・実技）を実施する。
検討内容：全県中核拠点施設のあり方、県内施設との連携方策等（3回程度）



パラスポーツ王国の様子

(3) 障害者芸術の推進

・ひょうご障害者芸術文化活動支援センターを核とし、常設展示等により、障害者芸術を振興

【新】ひょうご障害者芸術活動支援センターのあり方検討を実施

他府県の障害者芸術文化活動支援センターの設置状況及び活動状況を収集し、本県の支援センターのあり方を検討

障害者芸術「する・みる・ささえる」応援プロジェクト

- ・障害者アートギャラリー（原田の森ギャラリー内）での常設展の開催
- ・県内市町で巡回展を開催（R7：8箇所（予定））
- ・ユニバーサルなアートマッチングの推進（R7.3末時点：15件）
展示を希望する事業者と福祉事業所を繋ぎ、展示機会の拡大を図る



障害者アートギャラリー



カフェモロゾフでのマッチング展示

・イベント会場や映画館等での鑑賞・体験会を開催し、障害のある子どもたちの社会参加を支援

【新】「みてみよう・やってみよう」プロジェクト

- ・ユニバーサルな映画鑑賞会の開催
- ・ユニバーサルなミュージックフェアの開催

○開催概要（予定）

- ・日程 令和7年10月13日(月)
- ・場所 イーグレ姫路

(4) 障害者の就労支援

・障害者が地域で自立した生活を送るための基盤や、社会参加の機会となる就労を支援

○工賃向上事業を展開（しごと開拓や販路拡大支援、商品開発の専門家派遣や高品質化、優先発注拡大等）

【新】「ひょうご楽市・楽座」会場で販売会を実施予定（R7.9）（尼崎万博P&R駐車場利用者向けに障害福祉サービス事業所商品を販売）

【新】就労継続支援A型事業所向けの工賃向上等経営力強化研修を実施 ※B型は従前より実施

○農福連携の推進（農業研修、好事例の紹介、農業経営を意識した専門家派遣等）

○一般就労に向けた取組（就業・生活支援センターの運営、県庁インターンシップ事業等）



農福連携の様子

(5) 障害者の情報取得支援

・オーディオブックの充実強化、手話通訳者等の派遣など、情報アクセシビリティ確保・コミュニケーション支援充実



点字図書館



録音図書（デージー図書）

(6) 障害児者のくらし支援

① 医療的ケアを要する障害児(者)への支援について、ソフト・ハード両面で取組を充実

・医療的ケア児支援センターでの取組

○市町配置のコーディネーターとの連携強化：全市町に配置完了

・施設整備の促進

○医療的ケアを要する障害者に対応したグループホームの要件緩和や、通所支援事業所の県単独補助額増（R6報酬改定に準じて）により、整備を促進

② 光都強度行動障害対応モデル地区の整備推進

・福祉、教育等様々な関係機関が集積する光都に強度行動障害に対応する施設を誘致し、地域連携を推進するモデル地区の創設に取り組む

③ 兵庫こどものきこえ相談センター（令和6年9月開設）を拠点に、聴覚障害児に対し、関係機関の連携による新生児期からの切れ目のない支援を実施

2. 障害福祉施策の推進

(1)「ひょうご障害者福祉計画」の総合的な推進

- ・「第2期ひょうご障害者福祉計画」及び「第7期兵庫県障害福祉実施計画」に基づき各種施策を総合的に推進

(2)生活基盤づくり

①相談支援体制の充実と質の高い人材養成及び権利擁護の推進

- ・相談支援専門員やサービス管理責任者等への研修
- ・障害者差別解消(合理的配慮アドバイザーの派遣、事業者へ啓発)

②障害福祉サービス等の充実

- ・肢体不自由児者等の診察・リハビリ・相談機能を有する県立障害児者リハビリテーションセンターの運営
- ・強度行動障害を有する方への支援として、緊急性の高い方への集中支援とコンサルティング方式の研修により地域ごとに核となるスーパーバイザーの養成

【新】・関係機関と連携を行いながら、状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援を実施する広域的支援人材の派遣調整を行う強度行動障害に関する専門人材の配置

【新】・高次脳機能障害の特性に応じた専門的な支援を実施する支援者を養成するための研修の実施



③ひきこもり支援の強化

【新】・市町への後方支援を強化するため、市町単独での対応が困難な案件について、市町職員が自宅等を訪問する際の同行支援等を行う専門職を圏域ごとに配置

④発達障害児（者）支援体制の充実

- ・発達障害児の早期発見・早期療育等のため、県立こども発達支援センターの運営
- ・発達障害者への総合的支援拠点である、ひょうご発達障害者支援センターの運営

⑤精神障害者支援体制の充実

- ・家族など医療機関外の者との面会交流の機会に乏しい入院者を対象に、希望に応じて傾聴や情報提供等を行う支援員を派遣する入院者訪問支援事業の本格実施
- ・依存症対策として、自助グループ等の団体への支援やインターネットを活用した啓発を実施

(3)くらし支援

【新】・グループホームにおける支援の充実に向け、職員の資質向上のための研修の実施

- ・「親なきあと」等を見据え、在宅障害者・保護者の希望する暮らしの実現に向けた説明会の開催

3. 自殺防止対策の推進

(1)「兵庫県自殺対策計画」に基づく自殺対策の総合的な推進

・「兵庫県自殺対策計画」に基づき、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重される「誰も自殺に追い込まれることのない兵庫」の実現をめざして、市町や関係機関・団体と連携し、自殺対応を総合的に推進

(2)相談体制の充実強化

・SNS等、多様な手段を活用した相談窓口等の情報発信
・「いのちと心のサポートダイヤル」など24時間電話相談体制

(3)地域における支援体制や市町・団体等の地域ごとの取組への支援

・地域で自殺対策に従事する相談職員等への研修
・地域の相談支援ネットワーク構築に向けた支援
・ゲートキーパーやいのちを支える専門的人材の養成

(4)自殺ハイリスク要因を抱える人への支援の強化

・精神保健医療福祉等の連携支援体制の強化
・自殺未遂者、自死遺族に関わる関係者の実践的な研修等

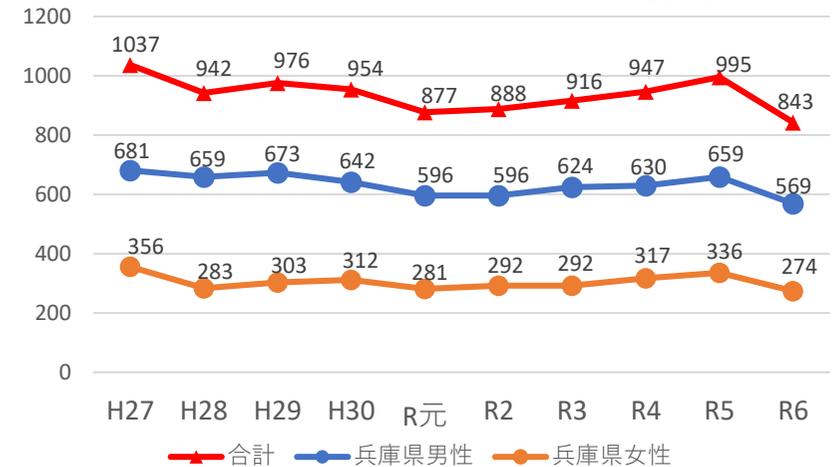
(5)各年齢階層別の自殺対策の推進

・ライフステージに応じたきめ細かな自殺対策の推進

(6)女性の自殺対策の推進

・コロナ禍で顕在化した孤独・孤立で不安を抱える女性への支援の充実

図 兵庫県における自殺者の推移（男女別）



電話相談等へつなぐための啓発カード

参 考 资 料

地方機関等一覧表

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	電話	所長等	備考[所管区域]
こども家庭センター	中央こども家庭センター	〒673-0021 明石市北王子町13-5	(078)923-9966 所長 安井 洋一	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
	洲本分室	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 (洲本総合庁舎内)	(0799)26-2075 所長 安井 洋一	洲本市、南あわじ市、淡路市
	尼崎こども家庭センター	〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番3号 ひと咲きタワー9階	(06)4950-5001 所長 安井 千里	尼崎市
	西宮こども家庭センター	〒662-0862 西宮市青木町3-23	(0798)71-4670 所長 上月 浩	西宮市、芦屋市
	川西こども家庭センター	〒666-0017 川西市火打1丁目12-16 (キセラ川西プラザ3F)	(072)756-6633 所長 山元 浩司	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	丹波分室	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 (柏原総合庁舎内)	(0795)73-3866 所長 山元 浩司	丹波篠山市、丹波市
	加東こども家庭センター	〒679-0212 加東市下滝野1269-2 加東市元滝野庁舎2階	(0795)27-8250 所長 弓岡 美由希	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
	姫路こども家庭センター	〒670-0092 姫路市新在家本町1丁目1-58	(079)297-1261 所長 渡邊 優子	姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
豊岡こども家庭センター	〒668-0063 豊岡市正法寺446	(0796)22-4314 所長 友田 誠一	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	
女性家庭センター	—	(078)732-7878 所長 高田 久葉		
県立明石学園	〒674-0074 明石市魚住町清水2744	(078)942-1572 園長 稲田 直彦		
県立身体障害者更生相談所	〒651-2134 神戸市西区曙町1070	(078)927-2727 所長 前山 尚文		
県立知的障害者更生相談所	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1	(078)242-0737 所長 小阪 明		
精神保健福祉センター	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2	(078)252-4980 所長 柿本 裕一		

(令和7年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話	所 長 等	備 考
神戸県民センター 県民躍動室	〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-32	(078)647-9085	副センター長 大戸 満成	
阪神南県民センター				
芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所)	〒659-0065 芦屋市公光町1-23	(0797)32-0707	所長 松本 安代	
阪神北県民局				
宝塚健康福祉事務所 (宝塚保健所)	〒665-0032 宝塚市東洋町2-5	(0797)72-0054	所長 野原 秀晃	
伊丹健康福祉事務所 (伊丹保健所)	〒664-0898 伊丹市千僧1-51 伊丹庁舎1・2階	(072)785-9437	所長 須藤 章	
東播磨県民局				
加古川健康福祉事務所 (加古川保健所)	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(079)421-9292	所長 藤田 伸輔	
北播磨県民局				
加東健康福祉事務所 (加東保健所)	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	(0795)42-9446	所長 圓尾 文子	
中播磨県民センター				
中播磨健康福祉事務所 (福崎保健所)	〒670-0947 姫路市北条1-98 (福祉部門) 〒679-2204 神崎郡福崎町西田原235 (保健部門)	(079)281-9207 (0790)22-1234	所長 仲西 博子	
西播磨県民局				
龍野健康福祉事務所 (龍野保健所)	〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3	(0791)63-5149	所長 勝山 博信	
赤穂健康福祉事務所 (赤穂保健所)	〒678-0239 赤穂市加里屋98-2	(0791)43-2321		
但馬県民局				
豊岡健康福祉事務所 (豊岡保健所)	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	(0796)26-3655	所長 田所 昌也	
(新温泉健康福祉事務所)	〒669-6747 美方郡新温泉町三谷389-1	(0796)82-3161	所長 西村 鈴代	
朝来健康福祉事務所 (朝来保健所)	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96	(079)672-6863	所長 田所 昌也	
但馬長寿の郷	〒667-0044 養父市八鹿町国木594-10	(079)662-8456	郷長 大西 利政	
丹波県民局				
丹波健康福祉事務所 (丹波保健所)	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	(0795)73-3776	所長 池田 凡美	
淡路県民局				
洲本健康福祉事務所 (洲本保健所)	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	(0799)26-2036	所長 鷺見 宏	

事務分掌及び幹部職員一覧表

福祉部長 岡田 英樹 (内 2704)
 次 長 藤本 貴義 (内 2711)
 次 長 野田 誠一 (内 2979)
 部参事 (精神医療福祉・障害福祉担当) (柿本精神保健福祉センター所長が兼務)

総務課

課 長 鯉 淵 薫 (内 73403)
 法人指導官 三 木 水奈子 (内 73404)

班 名	分 掌 事 務
副課長 伊 賀 大 司 (内 73405)	1 部の職員の人事及び服務に関する事。 2 行財政改革に係る実務調整に関する事。 3 部の重要事項に係る部内各課室及び地方機関との連絡調整に関する事。 4 課内の班間の調整及び連携に関する事。
総務班 班長 福 田 雅 仁 (内 73406)	1 部の行政に係る文書及び部長印の管守に関する事。 2 部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関する事。 3 部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関する事。
企画班 班長 藤 木 直 子 (内 73410)	1 部の行政の企画及び総合調整に関する事。 2 部の事業に係る重要事業の進行管理に関する事。 3 部の重要施策の企画及び総合調整に関する事。 4 部の行政に係る事務の能率化に関する事。 5 部の行政に係る広報、広聴の推進及び連絡調整に関する事。 6 部の行財政構造改革の推進に関する事。 7 社会保障制度に係る調整に関する事。 8 健康福祉事務所 (他課室の所掌に属するものを除く。)に関する事。 9 前各号に掲げるもののほか、部内他課室の所掌に属しないこと。
経理班 班長 竹 内 賢 (内 73413)	部の予算、決算及び会計に関する事。
法人監査指導班 班長 木 戸 理 恵 (内 73420)	1 社会福祉法人の認可及び指導監査に関する事。 2 社会福祉施設の指導監査に関する事 (他課の所掌に属するものを除く。) 3 社会福祉法人指導指針の施行に関する事。 4 社会福祉連携推進法人に関する事。 5 社会福祉充実計画の承認に関する事。 6 社会福祉法人経営指導強化事業に関する事。 7 第三者評価 (外部評価含む) に関する事。 8 民間社会福祉施設運営支援事業に関する事。 9 社会福祉施設設備資金利子補給に関する事。 10 社会福祉施設等職員退職手当共済に関する事。 11 福祉医療機構に関する事。
統計・補助金班 班長 絹 川 容 子 (内 73424) 福祉専門員 坂 本 斎 (内 73425)	1 人口動態統計、保健統計及び社会福祉統計に関する事。 2 福祉部、保健医療部、県民生活部が所掌する補助金、負担金、交付金等に係る事務の効率的な事務処理に関する事。

E-mail fukushi_soumu@pref.hyogo.lg.jp

地域福祉課

課長 石川 雅重 (内73440)

班名	分掌事務
副課長 新林 正哉 (内73441)	<ol style="list-style-type: none"> 1 課内の班間の調整及び連携に関すること。 2 生活保護・自立支援推進の総括に関すること。
地域福祉班 班長 明神 繁 (内73442) 主幹(ヤングケアラー担当) 岡田 翼 (内73447)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉に関する施策の企画及び推進に関すること。 2 社会福祉法の施行に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 3 地域福祉計画及び地域福祉支援計画に関すること。 4 (社福)兵庫県社会福祉協議会に関すること。 5 兵庫県福祉センターに関すること。 6 兵庫県福祉人材研修センターに関すること。 7 生活福祉資金に関すること。 8 民生委員法の施行に関すること。 9 民生・児童協力委員制度に関すること。 10 社会福祉審議会に関すること。 11 社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に関すること。 12 災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関すること。 13 災害援護基金及び災害援護金に関すること。 14 社会福祉大会(県知事表彰を含む。)に関すること。 15 日常生活自立支援事業に関すること。 16 運営適正化委員会設置運営事業に関すること。 17 兵庫県民生委員児童委員連合会に関すること。 18 (社福)兵庫県社会福祉事業団に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 19 県立総合リハビリテーションセンター及び県立西播磨総合リハビリテーションセンターに関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 20 孤独・孤立対策推進法の施行に関すること。 21 ヤングケアラーに関すること。 22 課の庶務に関すること。 23 ほっとかナイト認定制度の創設に関すること。 24 兵庫県災害派遣福祉チーム(兵庫 DWAT)に関すること。 25 フードサポート事業に関すること。
生活保護班 班長 原田 剛志 (内73450)	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法の施行に関すること。 2 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。 3 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行に関すること。 4 行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行に関すること。 5 救護施設に関すること。 6 第二種社会福祉事業(無料低額宿泊施設・無料低額診療事業・無料低額老健施設)の届出に関すること。 7 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。

班 名	分 掌 事 務
恩給援護班 班長 松 本 幸 子 (内 73456)	<ol style="list-style-type: none"> 1 旧軍人・軍属等に係る恩給法の施行に関する事。 2 旧軍関係恩給相談に関する事。 3 旧陸軍軍人・軍属の軍歴証明に関する事。 4 兵籍資料の整備及び保管に関する事。 5 旧軍人・軍属の叙位、叙勲に関する事。 6 戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行に関する事。 7 戦没者遺族の援護に関する事。 8 旧軍人・軍属の死没者の公報、遺骨及び遺留品に関する事。 9 旧ソ連邦抑留中死亡者の遺族調査に関する事。 10 慰霊諸行事に関する事。 11 未帰還者留守家族等援護法及び未帰還者に関する特別措置法の施行に関する事。 12 戦傷病者特別援護法の施行に関する事。 13 戦没者等の妻等に対する特別給付金支給法の施行に関する事。 14 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の施行に関する事。 15 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の施行に関する事。 16 各種国庫債券の担保貸付及び買上償還に関する事。 17 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及び引揚者給付金支給法の施行に関する事。 18 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行に関する事。 19 兵庫県援護事業功労者表彰に関する事。 20 兵庫県遺徳顕彰会に関する事。

E-mail chiikifukushi@pref.hyogo.lg.jp

国保医療課

課長 田畑 司 (内 73470)

班名	分掌事務
副課長 萩野 健司 (内 73471)	課内の班間の調整及び連携に関すること。
医療福祉班 班長 本西 幸彦 (内 73473)	<ol style="list-style-type: none"> 1 後期高齢者医療制度に関すること。 2 後期高齢者医療審査会に関すること。 3 高齢期移行助成事業に関すること。 4 重度障害者（児）医療費助成事業に関すること。 5 乳幼児等医療費助成事業に関すること。 6 こども医療費助成事業に関すること。 7 母子家庭等医療費給付事業に関すること。 8 高齢重度障害者医療費助成事業に関すること。 9 国民健康保険団体連合会に関すること。 10 保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師の指導監査に関すること（国民健康保険及び後期高齢者医療に関するものに限る。）。 11 国民健康保険診療報酬審査委員会に関すること。 12 療養費及び療養費に関する行政不服審査に関すること。 13 医療費適正化計画に関すること。 14 保険者協議会に関すること。 15 課の庶務に関すること。
国保運営班 班長 佐藤 ひとみ (内 73479) 主幹（財政担当） 池田 圭吾 (内 73483)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業特別会計の運営に関すること。 2 国民健康保険運営方針に関すること。 3 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関すること。 4 保険者の行財政に係る助言及び指導に関すること。 5 被保険者資格及び被保険者証に関すること。 6 保険給付（他班の所掌に属するものを除く。）に関すること。 7 国民健康保険料（税）に関すること。 8 国民健康保険審査会に関すること。 9 国庫支出金（財政調整交付金、療養給付費等負担金、高額医療費負担金、保険基盤安定負担金、出産育児一時金補助金及び災害等臨時特例補助金等）に関すること。 10 国民健康保険給付費等交付金に関すること。 11 国民健康保険事業費補助金に関すること。 12 県保険基盤安定負担金に関すること。 13 県繰入金に関すること。 14 国庫支出金（直営診療施設運営費、施設・設備整備費等に係る特別調整交付金等）に関すること。 15 国民健康保険直営診療施設の整備及び運営指導に関すること。 16 国民健康保険連絡協議会に関すること。 17 兵庫県国民健康保険運営協議会に関すること。 18 国民健康保険に関する調査・報告等に関すること。
国保健康づくり推進班 班長 寺岡 典子 (内 73487)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険に関する保健事業に関すること。 2 糖尿病性腎症重症化予防の推進に関すること。 3 国庫支出金（保健事業に係る特別調整交付金、保険者努力支援交付金）に関すること。 4 特定健診等負担（補助）金に関すること。

E-mail kokuhoiryo@pref.hyogo.lg.jp

高 齢 政 策 課

課 長 石 井 輝 昌 (内 73490)

班 名	分 掌 事 務
副課長 奥 藤 秀 樹 (内 73491)	課内の班間の調整及び連携に関すること。
企画調整班 班長 丸 川 陽 平 (内 73492) 福祉専門員 今 村 勝 行 (内 73493)	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険制度に係る総合調整に関すること。 2 老人福祉計画及び介護保険事業支援計画に関すること。 3 介護給付費負担金に関すること。 4 介護保険財政安定化基金に関すること。 5 介護保険審査会に関すること。 6 要介護認定に係る市町指導・助言に関すること。 7 介護給付適正化事業に関すること。 8 介護支援専門員に関すること（資格、研修、実務研修受講試験）。 9 介護保険事業統計に関すること。 10 課所管施設に関すること（但馬長寿の郷等）。 11 無年金外国籍高齢者福祉給付金に関すること。 12 課の庶務・経理に関すること。
地域包括ケア推進班 班長 貝 原 陽 子 (内 73499)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケア推進の調整に関すること。 2 地域包括支援センターの運営支援に関すること。 3 介護予防の推進に関すること。 4 高齢者の生活支援に関すること。 5 市町における在宅医療・介護連携の推進支援に関すること。 6 地域リハビリテーションの推進に関すること。 7 高齢者虐待の防止に関すること。 8 老人クラブに関すること。 9 高齢者の集いの開催に関すること。 10 高齢者特別賞表彰及び高齢者の集いにおける各種表彰に関すること。
介護基盤整備班 班長 谷 口 貴 紀 (内 73504) 主幹（高年施設担当） 吉 田 虎 嗣 (内 73508)	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期巡回サービス・看護小規模多機能型居宅介護の普及促進に関すること 2 訪問看護師・訪問介護員の安全確保・離職防止対策に関すること 3 介護現場の生産性向上に関すること 4 介護ロボット・ICT機器等の導入支援に関すること 5 介護報酬及び指定基準に関すること。 6 介護サービス情報の公表に関すること。 7 地域密着型サービスの支援に関すること。 8 介護サービス事業者の指定、指定更新に関すること。 9 業務管理体制整備の届出に関すること。 10 人生いきいき住宅改造助成事業（住宅改造・特別型）に関すること。 11 介護保険施設等の認可及び指定等に関すること。 12 介護保険施設等の整備助成及び運営指導に関すること。 13 地域介護拠点整備に関すること。 14 地域介護・福祉空間整備等交付金に関すること。 15 喀痰吸引等医療的ケアの実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
介護人材対策班 班長 峰 山 雄 気 (内 73514)	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護人材確保に関すること。 2 外国人介護人材確保に関すること。 3 介護福祉士修学資金等貸付事業に関すること。 4 介護福祉士養成施設の指定及び介護員養成研修等に関すること。 5 介護人材のキャリアアップに関すること。 6 介護職員処遇改善加算に関すること。 7 介護業務イメージアップ事業に関すること。

E-mail koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

こども政策課

課長 小田直樹 (内 73530)

班名	分掌事務
副課長 田中宏昌 (内 73531)	課内の班間の調整及び連携に関すること。
こども企画班 班長 (田中副課長が兼務) 主幹 (少子政策担当) 石橋美奈子 (内 73534)	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て会議に関すること。 2 少子対策・子育て支援の企画及び推進に関すること。 3 ひょうご子ども・子育て未来プランの推進に関すること。 4 子ども・子育て支援新制度 (他課の所掌に属するものを除く。)に関する こと。 5 病児・病後児保育事業に関すること。 6 医療的ケア児保育支援事業に関すること。 7 ファミリー・サポート・センターの推進に関すること。 8 ひょうご放課後プランの推進に関すること。 9 放課後児童支援員認定資格研修に関すること。 10 幼児教育・保育の無償化に関すること 11 ひょうご保育料軽減事業に関すること。 12 地域子育て支援拠点事業に関すること。 13 利用者支援事業に関すること。 14 延長保育事業に関すること。 15 一時預かり事業に関すること。 16 子育て支援員認定研修に関すること。 17 保育所等における要支援児童等対策推進事業、特別支援保育加配事業の実 施に関すること。 18 アウトリーチ型在宅育児相談に関すること。 19 多胎育児家庭の外出環境支援事業に関すること。 20 安心こども基金の総括に関すること。 21 ひょうご子育て応援賞に関すること。 22 乳幼児子育て応援事業に関すること。 23 課の庶務に関すること。
こども育成班 班長 清水和広 (内 73538) 主幹 (認定こども園担当) 端 恵美子 (内 73542)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所に関すること。 2 社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所部会に関すること。 3 認定こども園に関すること。 4 認定こども園審議会に関すること。 5 兵庫県内認定こども園関係団体協議会に関すること。 6 認定こども園園長研修等に関すること。 7 保育人材の確保に関すること。 8 潜在保育士復職支援研修に関すること。 9 保育人材確保対策貸付事業費補助に関すること。 10 保育士登録等に関すること。 11 子どものための教育・保育給付費県費負担金に関すること。 12 認可外保育施設に関すること。 13 保育士キャリアアップ研修事業に関すること。 14 ひょうご保育士等キャリアパス総合促進事業に関すること 15 認定こども園・保育所等ホットラインに関すること。

E-mail kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp

児 童 家 庭 課

課 長 助 野 吉 郎 (内 73560)
 家庭支援対策官 有 本 晃 子 (内 73561)

班 名	分 掌 事 務
副課長 福 田 和 生 (内 73562)	課内の班間の調整及び連携に関すること。
児童福祉班 班長 唐 津 利 典 (内 73563) 主幹 (企画調整担当) 西 村 亮 哉 (内 73568) 主幹 (児童施設担当) 山 本 克 己 (内 73573)	1 こども家庭センターに関すること。 2 児童虐待防止に関すること。 3 市町児童家庭相談に関すること。 4 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。 5 子ども・子育て支援事業支援計画 (社会的養育) に関すること。 6 児童委員・主任児童委員に関すること。 7 児童福祉施設および社会的養護の退所後児童支援 (ケアリーバー) に関すること。 8 児童福祉施設に関すること (他課の所掌に属するものを除く。) 9 県立清水が丘学園、県立明石学園に関すること。 10 課の庶務に関すること。
家庭福祉班 班長 三 輪 浩 史 (内 73576) 主幹 (家庭福祉担当) 亀 田 藍 (内 73579)	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 児童手当及び子ども手当に関すること。 3 児童扶養手当に関すること。 4 特別児童扶養手当に関すること。 5 女性家庭センターに関すること。 6 困難な課題を抱える女性への支援に関すること。 7 里親及び養子縁組制度に関すること。 8 売春防止法による要保護女子の保護更生施策に関すること。 9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

E-mail jidokatei@pref.hyogo.lg.jp

障害福祉課

課長 河原 秀和 (内73600)

班 名	分 掌 事 務
副課長 清 瀬 聡 (内73601)	課内の班間の調整及び連携に関すること。
障害政策班 班長 井 川 善 博 (内73602) 主幹(支援担当) 大河内 良 恭 (内73605)	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者総合支援法に関すること。 2 ひょうご障害者福祉計画の推進に関すること。 3 障害福祉審議会に関すること。 4 障害者虐待防止法に関すること。 5 障害者差別解消法に関すること。 6 兵庫県障害者自立支援連絡協議会の運営・圏域コーディネーター事業の推進等に関すること。 7 無年金外国籍障害者等福祉給付金に関すること。 8 障害福祉サービス事業者の指導監査に関すること。 9 触法障害者の地域移行支援に関すること。 10 地域生活支援事業に関すること。 11 課の庶務に関すること。
身体・知的障害福祉班 班長 南 場 直 樹 (内73609)	<ol style="list-style-type: none"> 1 療育手帳に関すること。 2 身体障害者手帳に関すること。 3 自立支援医療(育成医療・更生医療)に関すること。 4 心身障害者扶養共済制度に関すること。 5 重症心身障害児(者)への支援に関すること。 6 県立身体障害者更生相談所に関すること。 7 県立知的障害者更生相談所に関すること。 8 特別障害者手当に関すること。 9 発達障害者支援施策に関すること。 10 県立こども発達支援センターに関すること。 11 県立障害児者リハビリテーションセンターに関すること。 12 ひきこもり支援施策に関すること。 13 強度行動障害者支援施策に関すること。 14 障害者のデジタルデバイス解消事業に関すること。
精神障害福祉班 班長 峰 美 冬 (内73614) 主幹(精神福祉担当) 結 城 嘉 彦 (内73618)	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神科救急医療体制の整備に関すること。 2 心神喪失者等医療観察法に関すること。 3 精神保健診察及び措置入院患者に関すること。 4 精神科病院に対する実地指導・実地審査に関すること。 5 精神科病院における虐待防止に関すること。 6 入院者訪問支援事業に関すること。 7 「ひょうごDPAT」等に関すること。 8 兵庫県こころのケアセンターの運営に関すること。 9 精神障害者地域移行・地域定着支援に関すること。 10 精神障害者保健福祉手帳に関すること。 11 自立支援医療(精神通院医療)に関すること。 12 精神保健福祉センターに関すること。 13 依存症対策に関すること。 14 自殺対策の総合的推進に関すること。 15 自殺対策に係る精神保健福祉に関すること。

E-mail shougaika@pref.hyogo.lg.jp

ユニバーサル推進課

課長 岩切 玄太郎 (内 73640)

班 名	分 掌 事 務
副課長 大喜多 弘 昌 (内 73641)	<ol style="list-style-type: none"> 1 課内の班間の調整及び連携に関すること。 2 社会参加推進の総括に関すること。 3 障害児の職業体験に関すること。 4 福祉交流・連携拠点に関すること。 5 課の庶務に関すること。
社会参加支援班 班長 西 田 勇 (内 73647) 主幹 (ユニバーサル推進・拠点整備担当) 越 智 明日香 (内 73646) 主幹 (ユニバーサル社会推進担当) 藤 本 太 一 (内 73643)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ユニバーサル社会づくりの総合調整等に関すること。 2 ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針に関すること。 3 障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関すること。 4 社会福祉審議会ユニバーサル社会専門分科会に関すること。 5 ユニバーサル社会づくり率先行動計画に関すること。 6 医療的ケア児支援連携協議会の運営に関すること 7 医療的ケア児への支援体制構築に関すること 8 みんなの声かけ運動に関すること。 9 兵庫ゆずりあい駐車場に関すること。 10 配慮が必要な方に関するマークに関すること。 11 身体障害者補助犬法の施行に関すること。 12 聴覚障害者情報提供施設の運営に関すること。 13 視覚障害者情報提供施設の運営に関すること。 14 福祉のまちづくり研究所に関すること。 15 障害者の芸術・文化の振興に関すること。 16 障害者スポーツの振興に関すること。 17 障害者スポーツ拠点の整備に関すること。 18 (公財)兵庫県障害者スポーツ協会に関すること。
障害者就労支援班 班長 田 口 潤一郎 (内 73649)	<ol style="list-style-type: none"> 1 就労系障害福祉サービス事業所の工賃向上事業に関すること。 2 障害者の一般就労に向けた訓練支援事業に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 3 物品等の優先発注制度に関すること。 4 各圏域就業・生活支援センター(生活支援に関することに限る)及び同センターネットワーク会議に関すること。 5 小規模作業所及び地域活動支援センターに関すること。 6 ICTを活用した在宅障害者の就労支援に関すること。 7 農福連携による障害者の就労促進に関すること。 8 就労系サービス事業者に係る指定・届出及び県民局への指導等の事務及び施設整備に関すること。
障害福祉基盤整備班 班長 足 立 慎 吾 (内 73653)	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害児(者)施設に係る指定・届出及び県民局への指導等の事務に関すること(入所施設、通所サービスに限る。) 2 障害児(者)施設の整備に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 3 障害児入所施設の給付費等に関すること。 4 医療的ケア児等医療提供体制確保事業に関すること。 5 喀痰吸引等医療的ケアの実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) 6 医療支援型グループホームの整備等に関すること。 7 障害福祉サービス情報の公表に関すること。

E-mail universal@pref.hyogo.lg.jp

〈地方機関等・事務分掌〉

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
県民局及び県民センター	
神戸県民センター 県民交流室	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 3 介護保険に関すること。 4 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 5 身体障害者福祉に関すること。 6 知的障害者福祉に関すること。
健康福祉事務所 芦屋健康福祉事務所 宝塚健康福祉事務所 加古川健康福祉事務所 加東健康福祉事務所 中播磨健康福祉事務所 龍野健康福祉事務所 豊岡健康福祉事務所 丹波健康福祉事務所 洲本健康福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。 3 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 4 栄養の改善及び食品衛生に関すること。 5 生活衛生に関すること。 6 住宅宿泊事業に関すること 7 医事及び薬事に関すること。 8 保健師に関すること。 9 公共医療事業の向上及び増進に関すること。 10 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。 11 歯科保健に関すること。 12 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 13 指定難病その他の難病対策に関すること。 14 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。 15 衛生上の試験及び検査に関すること。 16 温泉に関すること。 17 社会福祉法人に関すること。 18 介護保険に関すること。 19 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 20 老人福祉に関すること。 21 民生委員及び児童委員に関すること。 22 社会福祉統計に関すること。 23 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。 24 配偶者からの暴力に関する相談等の連絡調整に関すること。 25 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。 26 引揚者並びに旧軍人等及びその遺族に対する援護等の相談に関すること。 27 中国残留邦人等の生活支援給付等に関すること。 28 災害援護金の支給その他被災者の援護に関すること。 29 生活保護に関すること。 30 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 31 児童福祉に関すること。 32 身体障害者福祉に関すること。 33 知的障害者福祉に関すること。 34 管内の健康及び福祉に係る事業の調整に関すること。 35 受動喫煙の防止等に関すること。 36 前各号に掲げるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進並びに社会福祉に関すること。

地 方 機 関 名	所 掌 事 務																				
	<p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="608 338 1390 936"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦屋健康福祉事務所</td> <td>尼崎市 西宮市 芦屋市</td> </tr> <tr> <td>宝塚健康福祉事務所</td> <td>伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>加古川健康福祉事務所</td> <td>明石市 加古川市 高砂市 加古郡</td> </tr> <tr> <td>加東健康福祉事務所</td> <td>西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡</td> </tr> <tr> <td>中播磨健康福祉事務所</td> <td>姫路市 神崎郡</td> </tr> <tr> <td>龍野健康福祉事務所</td> <td>相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</td> </tr> <tr> <td>豊岡健康福祉事務所</td> <td>豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</td> </tr> <tr> <td>丹波健康福祉事務所</td> <td>丹波篠山市 丹波市</td> </tr> <tr> <td>洲本健康福祉事務所</td> <td>洲本市 南あわじ市 淡路市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	芦屋健康福祉事務所	尼崎市 西宮市 芦屋市	宝塚健康福祉事務所	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡	加古川健康福祉事務所	明石市 加古川市 高砂市 加古郡	加東健康福祉事務所	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡	中播磨健康福祉事務所	姫路市 神崎郡	龍野健康福祉事務所	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	豊岡健康福祉事務所	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	丹波健康福祉事務所	丹波篠山市 丹波市	洲本健康福祉事務所	洲本市 南あわじ市 淡路市
名 称	所 管 区 域																				
芦屋健康福祉事務所	尼崎市 西宮市 芦屋市																				
宝塚健康福祉事務所	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡																				
加古川健康福祉事務所	明石市 加古川市 高砂市 加古郡																				
加東健康福祉事務所	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡																				
中播磨健康福祉事務所	姫路市 神崎郡																				
龍野健康福祉事務所	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡																				
豊岡健康福祉事務所	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡																				
丹波健康福祉事務所	丹波篠山市 丹波市																				
洲本健康福祉事務所	洲本市 南あわじ市 淡路市																				
<p>伊丹健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所 朝来健康福祉事務所</p>	<p>伊丹健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所及び朝来健康福祉事務所においては、その所管区域において、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>38 2から16までに掲げる事務 39 34（福祉に関する事業の調整に関することを除く。）及び36に掲げる事務（社会福祉に関することを除く。）</p> <p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="628 1346 1390 1570"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊丹健康福祉事務所</td> <td>伊丹市 川西市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>赤穂健康福祉事務所</td> <td>相生市 赤穂市 赤穂郡</td> </tr> <tr> <td>朝来健康福祉事務所</td> <td>養父市 朝来市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	伊丹健康福祉事務所	伊丹市 川西市 川辺郡	赤穂健康福祉事務所	相生市 赤穂市 赤穂郡	朝来健康福祉事務所	養父市 朝来市												
名 称	所 管 区 域																				
伊丹健康福祉事務所	伊丹市 川西市 川辺郡																				
赤穂健康福祉事務所	相生市 赤穂市 赤穂郡																				
朝来健康福祉事務所	養父市 朝来市																				
<p>新温泉健康福祉事務所</p>	<p>豊岡健康福祉事務所に、23から25まで、27及び29に掲げる事務を分掌させるため、新温泉健康福祉事務所を置き、所管区域は、美方郡である。</p>																				

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
但馬長寿の郷	<p>但馬長寿の郷においては、次に掲げる事務をつかさどり、その所管区域は、豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 但馬地域における保健、医療及び福祉の連携並びにこれらの分野に関する知識及び技術の普及向上（以下「保健、医療及び福祉の連携等」という。）に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。 2 但馬地域における保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。 3 保健、医療及び福祉の連携等を図るため、講習会、研修会、研究会等の事業を行うこと。 4 高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅、福祉用具等を展示し、及びこれらに関する相談に応ずること。 5 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等に関する行事を行うこと。 6 保健、医療及び福祉の連携等を図るための講習会、研修会、展示会等のために施設を県民の利用に供すること。 7 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等を促進するために施設を県民の利用に供すること。 8 保健、医療及び福祉の連携等並びに県民の多様な交流の促進に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。 9 前各号に掲げるもののほか、県立但馬長寿の郷の目的を達成するために必要なこと。 <p>1 から 9 までに掲げる事務のほか、所管区域以外において、次に掲げる事務を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 保健、医療及び福祉の連携等に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。 11 保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。

地 方 機 関 名	所 掌 事 務																
<p>こども家庭センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の一時保護に関すること。 2 相談統計に関すること。 3 児童の相談、調査、指導及び措置に関すること。 4 親権者及び後見人に関すること。 5 里親及び養子縁組制度に関すること。 6 児童及びその家庭についての医学的判定、その他の判定並びにこれらに付随する指導及び助言に関すること。 7 児童及び妊産婦の福祉に関する市町の相談業務に関し、必要な援助等を行うこと。 8 前各号に掲げるもののほか、他の児童相談所への相談、調査及び一時保護に関すること（開庁時間以外において行われるものに限る。）。 <p>中央こども家庭センターにおいては、前各号に掲げるもののほか、一時保護施設の管理に関する事務、他の児童相談所に対する技術的援助、情報提供及び連絡調整に関する事務並びに児童虐待に関する総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>川西こども家庭センターにおいては、前各号に掲げるもののほか、一時保護施設の管理に関する事務をつかさどる。</p> <p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="563 1086 1386 1626"> <thead> <tr> <th data-bbox="563 1086 882 1131">名 称</th> <th data-bbox="882 1086 1386 1131">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="563 1131 882 1198">中央こども家庭センター</td> <td data-bbox="882 1131 1386 1198">加古川市 高砂市 洲本市 南あわじ市 淡路市 加古郡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1198 882 1254">尼崎こども家庭センター</td> <td data-bbox="882 1198 1386 1254">尼崎市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1254 882 1310">西宮こども家庭センター</td> <td data-bbox="882 1254 1386 1310">西宮市 芦屋市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1310 882 1400">川西こども家庭センター</td> <td data-bbox="882 1310 1386 1400">伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1400 882 1467">加東こども家庭センター</td> <td data-bbox="882 1400 1386 1467">西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1467 882 1579">姫路こども家庭センター</td> <td data-bbox="882 1467 1386 1579">姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1579 882 1626">豊岡こども家庭センター</td> <td data-bbox="882 1579 1386 1626">豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	中央こども家庭センター	加古川市 高砂市 洲本市 南あわじ市 淡路市 加古郡	尼崎こども家庭センター	尼崎市	西宮こども家庭センター	西宮市 芦屋市	川西こども家庭センター	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡	加東こども家庭センター	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡	姫路こども家庭センター	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	豊岡こども家庭センター	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
名 称	所 管 区 域																
中央こども家庭センター	加古川市 高砂市 洲本市 南あわじ市 淡路市 加古郡																
尼崎こども家庭センター	尼崎市																
西宮こども家庭センター	西宮市 芦屋市																
川西こども家庭センター	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡																
加東こども家庭センター	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡																
姫路こども家庭センター	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡																
豊岡こども家庭センター	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡																

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
女性家庭センター	<p>1 困難な問題を抱える女性に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関の紹介を行うこと。</p> <p>(2) 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその家族。次号から第5号までにおいて同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。</p> <p>(3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。</p> <p>(4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>(5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>(6) 困難な問題を抱える女性の発生の予防につき、相談に応じ、並びに必要な援助及び啓発活動を行うこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、困難な問題を抱える女性の支援に関すること。</p> <p>2 配偶者(生活の本拠を共にする交際関係も含む。以下同じ。)からの暴力の防止及び被害者(配偶者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)の保護に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する問題の相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</p> <p>(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。</p> <p>(3) 被害者(被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。以下の項において同じ。)の一時保護を行うこと。</p> <p>(4) 被害者の女性自立支援施設への入所及び退所措置に関すること。</p> <p>(5) 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。</p> <p>(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。</p> <p>(7) 被害者を居住させ保護する施設等の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。</p>
県立明石学園	<p>1 不良の行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援すること。</p>

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
県立身体障害者更生相談所	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 2 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 3 補装具の処方及び適合判定を行うこと。 4 身体障害者手帳に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、身体障害者の福祉に関すること。
県立知的障害者更生相談所	<ol style="list-style-type: none"> 1 知的障害者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。 2 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 3 前2号に掲げるもののほか、知的障害者の福祉に関すること。
精神保健福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神保健及び精神障害者の福祉についての知識の普及に関すること。 2 精神保健及び精神障害者の福祉についての調査研究に関すること。 3 精神保健及び精神障害者の福祉についての相談及び指導のうち、複雑又は困難なものの処理に関すること。 4 精神医療審査会に関すること。 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。 6 障害者総合支援法第22条第2項又は第51条の7第2項の規定により、市町が同法第22条第1項又は第51条の7第1項に規定する支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。 7 障害者総合支援法第26条第1項又は第51条の11の規定により、市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。 8 前各号に掲げるもののほか、精神保健福祉センターの目的を達成するために必要なこと。